

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地 区 計 画 の 変 更 （ 京 都 市 決 定 ）

都市計画京都産業大学地区地区計画を次のように変更する。

名 称		京都産業大学地区地区計画
位 置		京都市北区上賀茂本山，上神原町，壱町口町，葵田町，神山及び左京区静市市原町の各一部
面 積		約 ５１．６ヘクタール
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地 区 計 画 の 目 標	当地区は，京都市街地北部の緑豊かな山麓部にあり，京都産業大学が，大学関連施設を集約している。総合大学としての多彩な機能を備えた当地区に対して地区計画を策定することにより，良好な教育・研究環境を確保するとともに周辺の自然環境と調和のとれた大学関連施設の誘導を図る。
	土 地 利 用 の 方 針	大学関連施設の整備と並行して敷地内の緑化を誘導するとともに，現存する森林の維持に努め，周辺環境と調和した土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	建築物の用途を大学関連施設に限定することにより，用途の混在等による環境の悪化を防止すると同時に，建ぺい率，容積率，壁面の位置及びかき又はさくの構造等に制限を加えることにより，周辺の住環境及び自然環境と調和した施設を誘導する。

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区 の 区分	地区の名称	本山地区	神山地区	神山第2地区	総合グランド地区	
			地区の面積	約 25.9 ヘクタール	約 14.8 ヘクタール	約 2.7 ヘクタール	約 8.2 ヘクタール	
		建築物等の用途の 制限	次の各号に掲 げる建築物以外 の建築物は建築 してはならない。 1 大学 2 前号に掲げ る建築物に付 属する建築物 3 バス停留所 の上屋	次の各号に掲げ る建築物以外 の建築物は建築 してはならない。 1 大学 2 前号に掲げ る建築物に付 属する建築物	次の各号に掲げる建築物以外の建築 物は建築してはならない。 1 大学 2 寄宿舍 3 前各号に掲げる建築物に付属する 建築物			
		建築物の容積率の 最高限度	10分の6	10分の2	10分の5			
		建築物の建ぺい率 の最高限度	10分の3	10分の1	10分の3			
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱 の面から府道京都広河原美山線まで の距離の最低限度は10メートルと する。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱 の面から敷地境界線（府道京都広河 原美山線との敷地境界線を除く）ま での距離の最低限度は5メートルと する。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の 面から敷地境界線までの距離の最低限 度は5メートルとする。				
			守衛所、自転車置場又はバス停留所の上屋その他これらに類するもので地上階 数が1のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面 の位置の制限にかかわらず建築することができる。					
		垣又はさくの構造 の制限	敷地境界線に沿って垣又はさくを設置する場合には、可能な限り生垣等により 緑化を推進することとする。					
		土地の利用に関する事 項	計画図に表示する区域については、樹林地又は草地として 保全する。					
	備 考							

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、京都産業大学の施設が立地する地区において、地区計画を変更することにより、大学周辺の住環境と自然環境との調和のとれた市街地環境の形成を図りつつ、良好な教育・研究環境を備えた大学関連施設の誘導を図るものである。